

平成 29 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 3 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

開催日時	平成 29 年 8 月 7 日 (月) 午後 7 時 10 分 ~ 午後 7 時 50 分	
開催場所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室	
出席者	公益代表委員 (5 名)	石塚孔信 竹中啓之 田畑恒春 野平康博 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (5 名)	大木順子 喜納浩信 下町和三 新内親典 松下 徹 (敬称略)
	使用者代表委員 (5 名)	岩重昌勝 岩元義弘 内 道雄 濱上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (4 名)	江原労働局長 吉野労働基準部長 上ノ原賃金室長 平松賃金室長補佐
議題	1 平成 29 年度鹿児島県最低賃金の改正審議について 2 その他	
配付資料	1 平成 29 年度最低賃金基礎調査結果(1 円ピッチ) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表 2 平成 29 年度最低賃金基礎調査結果(10 円ピッチ) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表 3 鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書(写) 4 専門部会審議経過本審報告書(部会長)	

石塚会長

長い時間お待たせして申し訳ございませんでした。それでは、ただ今から、第 3 回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

まず、この審議会の成立について、事務局から報告をお願いします。

上ノ原賃金室長

それでは、報告いたします。審議会は、「委員の 3 分の 2 以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各 3 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されておりますが、本日は、公益側委員 5 名、労働者側委員 5 名、使用者側委員 5 名の 15 名の委員にご出席いただいておりますので、定足数を満たしており、本審議会は有効に成立しておりますのでご報告いたします。

石塚会長

ありがとうございます。本審議会は有効に成立しているということでございますので、これより審議を始めたいと思いますが、その前に、本日は傍聴希望者がおられるようなので、事務局から説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

本審議会につきましては、原則として公開することになっておりまして、事務局で傍聴者を募集しましたところ、6名の申し込みがあり、本日は3名の方がお越しになっています。今は、会場の外で待機していただいております。「審議会の公開は、会長が傍聴を認めることにより行うものとする」旨、規定されておりますので、後ほど会長にご判断を頂きたいと思っております。また、南日本新聞社等のマスコミの方々が、審議会の頭撮りと答申文を手渡す際の写真撮影を希望されております。従いまして、取材と撮影を認めるかにつきましても、併せてご審議をお願いいたします。

石塚会長

本審議会の傍聴等は、会長が判断することになっておりますが、本日の議事の内容からして、公開して差し支えないと思っておりますので、傍聴を認めたいと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

(異議なし)

石塚会長

ありがとうございます。それでは本日の審議会は、傍聴を認めることといたします。もう一つの取材と撮影の件ですが、これも認めることとしたいと思っておりますが、よろしいですか。

(異議なし)

石塚会長

それでは、取材と撮影についても許可することとします。事務局は、傍聴希望者と取材希望者の方を入室させてください。

(傍聴希望者、取材希望者が入室)

石塚会長

それでは、先程、定足数に達しておりますことを確認いたしましたので、早速議事に入りたいと思います。まず、1番目の議題の「平成29年度鹿児島県最低賃金の改正審議」についてですけれども、審議の前に事務局から、本日の資料の説明をお願いします。

平松室長補佐

私からは、本日お付けした資料につきまして、簡単に説明させていただきます。

資料1と2はどちらも、今年度の最低賃金基礎調査の結果表でございます。資料1は、7月31日現在で投入可能な全てのデータを専用システムに取り込んで、当局で1円ピッチの総括表を作成したものです。資料2と比較して1円の階層ごとに実際の分布を反映しているため、資料2と比べて、より実態に近いものと考えられます。1枚目は全労働者の総括表、2枚目は一般労働者のみの総括表、3枚目はパート労働者のみの総括表になります。4枚目は、1枚目の全労働者の総括表を元に、引上額1円ごとに、影響率を計算した表でございます。資料2は、労働者の分布を710円から719円までのように10円ピッチで分析したもので、参考として添付させていただきました。資料3は、鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書、資料4は、専門部会審議経過本審報告書になっております。

以上、簡単でございますが、本日の資料の説明を終わらせていただきます。

石塚会長

ありがとうございます。平成29年度鹿児島県最低賃金の改正審議につきましては、6月30日に鹿児島労働局長から諮問を受けて、鹿児島県最低賃金専門部会を設置して本日まで5回に亘り審議を行ってまいりました。本日、午後3時半に開催されました専門部会で結論が出ましたので、竹中部会長代理から、その報告と審議経過について説明をお願いいたします。

竹中部会長代理

それでは、報告書を読み上げる形にさせていただきたいと思いますので、資料3をご

覧ください。

平成29年 8 月 7 日

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 石塚 孔信 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

鹿児島県最低賃金専門部会

部会長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成29年 6 月30日、鹿児島地方最低賃金審議会において付託された鹿児島県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとりの結論に達したので報告する。

また、報告に当たっては別紙 2 のとおり平成20年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方にに基づき最新のデータにより平成27年10月 8 日発効の鹿児島県最低賃金(時間額694円)は平成27年度の鹿児島県の生活保護費を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	石塚 孔信	竹中 啓之	山本 晃正
労働者代表委員	喜納 浩信	下町 和三	新内 親典
使用者代表委員	岩重 昌勝	内 道雄	濱上 剛一郎

別紙 1

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者

- 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 737円
 - 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
 - 6 効力発生日
法定どおり

別紙 2

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1) 件名 鹿児島県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 694円
 - (3) 発効日 平成27年10月8日
- 2 生活保護費
 - (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
 - (2) 対象年度
平成27年度
 - (3) 生活保護費(平成27年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の鹿児島県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(88,041円)。
- 3 生活保護に係る施策との整合性について
上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。
(註)1箇月換算額
$$694\text{円(鹿児島県最低賃金)} \times 173.8\text{(1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.832\text{(可処分所得の総所得に対する比率)} = 100,354\text{円}$$
以上です。

石塚会長

ありがとうございます。

(部会長代理から会長へ、部会長報告書を手交した。)

石塚会長

それでは、引き続きまして、審議経過を説明していただけますか。

竹中部会長代理

それでは、続きまして、本日の資料4をご覧ください。これが専門部会審議経過本審報告書です。これを読み上げるかたちで説明にかえさせていただきます。

専門部会審議経過本審報告書

1 はじめに

平成29年度の鹿児島県最低賃金額改定の審議につきましては、本年6月30日に鹿児島地方最低賃金審議会に対して諮問がなされ、当専門部会を設置して5回にわたり調査審議を行った結果、最低賃金額の改定について真摯な議論が展開され、十分な審議を尽くしました。

2 審議経過

(1) 第1回専門部会を7月21日に、第2回(臨時)専門部会を7月28日に、第3回専門部会を8月2日に、第4回専門部会を8月4日に、第5回専門部会を8月7日に開催いたしました。

(2) 第1回専門部会におきましては、労使各側から今年度の最低賃金改正にあたっての基本的な考え方が次のとおり表明されました。

労働者側委員からは、独自に分析した資料等を基に、基本的には最賃法に則って法の3原則と政府の方針を踏まえて総合的に調査・審議すべきであるとの考えが示された後、

3原則と「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、雇用戦略対話、2017働き方改革実行計画等踏まえた調査審議行う必要がある。

県内の景気は緩やかな回復が続いている。日銀鹿児島支店も景況判断を引き上げている。

最賃法第1条の目的を果たすよう、賃金改定状況調査第4表や一般労働者の賃上げ率等を重視した審議だけではなく、最低賃金のあるべき水準の議論をこれまで以上に深める必要がある。

日本の最低賃金は世界的に見て低い水準にある。日本の一人親世帯の相対的貧困率は50.8%で、OECD加盟国中で最も高い。働いているにも関わらず貧困に陥る一人親世帯が多いなど、子供の貧困や格差の拡大等の社会問題にも配慮する必要がある。

経済の自律的成長のためにも最低賃金の大幅な引上げが必要である。県内の賃上げ状況は、3,468円で、前年を53円上回っている。

厳しい労働者の家計の現状からも大幅な引上げが必要である。

非正規世帯では、支出を切り詰めるために医療費や子供の教育費まで切り詰めている。男性の非正規労働者の89.6%が未婚であり、年収が低いほど未婚率が高い。

大学生の半数が何らかの奨学金を利用しており、奨学金の延滞者は、回収策の強化で減少傾向にあるが、2016年度で173万人となっている。非正規で働いた場合は、奨学金の返済も困難になる。

中小企業・小規模事業者への支援を図りつつ最低賃金を年3%程度上げるとの2017働き方改革実行計画等に配慮し、2020年の早い時期に800円を超えるための金額改正を行うべきである。

との考え方を示されました。

一方、使用者側委員からも文書が示されて、

「休廃業・解散企業動向調査」によると倒産件数は減少傾向にあるが、休廃業・解散件数は増加傾向にある。中小企業の先行きの不透明感は依然として強い。

賃金改定状況調査結果の第4表の結果を十分に踏まえて決定すべきである。鹿児島を含むDランク地域は0.9%のままで伸びていないのは、これらの地域に経済効果の波が及んでいないことの裏付けである。

中小零細企業に対する支援策等の実施・拡充が不可欠であるが、十分な成果が得られていない。

賃金改定状況調査結果のデータを重視するとともに、急激に上昇した影響率

を十分に踏まえた合理的な根拠に裏打ちされた審議を進めていただきたい。
との考え方が示されました。

その後、労働者側から

以前は、最賃対象労働者は、圧倒的に女性のパートタイム労働者が多かったが、その後、非正規労働者の問題が出てきた。従来の考え方は間違っていたのではないかと。第4表だけで判断することは出来ない。広い視野に立って判断する必要がある。

昨年度は、全会一致で10月1日の発効となった。今年度も全会一致でお願いしたい。

300人以下の事業場の賃上げ額が他の規模の引き上げ額を上回っている。人手不足の中で、賃金引上げが行われていることは、中小企業も力を持っているということである。

という意見が述べられました。

これに対して使用者側からは、

業種毎の業界では、最賃引上げに対する不満が多く、委員は実態を把握していないのではないかという声がある。

という意見が述べられました。

当日は、労使ともに具体的な金額の提示はなく、第2回専門部会でこれを行うこととなりました。

- (4) 第2回(臨時)専門部会におきましては、最賃法第25条の申出にあった専門部会の公開、意見陳述の機会の付与について審議した結果、専門部会は非公開、意見陳述は1名で、10分以内で受けることが決定されました。
- (5) 第3回専門部会におきましては、鹿児島県最低賃金の金額改正について具体的な金額提示を行って審議しました。

使用者側委員からは、根拠とする各種データを示しながら、解散・廃業事業所が増加しており、中小、小規模事業者の経営環境は厳しい、離島を含めた県内市町村の所得格差を考慮すべきであるという現状の説明がなされましたが、最終的には中賃の目安額を尊重するとして、目安額の22円であれば、賛成するとの意見が述べられました。

一方、労働者側委員も、各種データを示しながら、県民所得は同じDランクの

他県と比較しても中位であるのに、県最賃は下から2番目であること、昨年の目安額のインパクトは大きく、影響率も気になったが、今年の種類データを見ると衝撃は少ないのではないかと、賃金の支払能力も良くなっているとして、最終的には25円の提示がなされました。その後、公労・公使協議を経ても、労使の意見の一致は難しいとのことで次回継続して審議することとなりました。

- (6) 第4回専門部会におきましては、前回は引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行いました。

労側の主張としては、非正規労働者の処遇改善、新規高卒者の県外就職数が高く、優秀な人材の流出を防ぐためにも最賃額の引き上げは必要であること、最賃引き上げ額に伴う業務委託費の引上げについて県議会に要請活動を行っていること、隣県の沖縄局が目安額プラス1円で結審しており、全国最下位に並ぶおそれがあることなどの主張がありました。

一方、使側からは、最低賃金を上げないといっている訳ではなく、中賃の目安額を尊重して、早くから目安額なら賛成すると主張していること、景気の先行きにマイナスの心理をいただいている経営者が多いこと、中小・零細事業所は、依然として厳しい経営環境におかれていること、賃金が1円引き上げられれば、社会保険料等の経費負担も大きくなり、ますます経営に負担がかかってくることなどの主張がありました。

その後、公労・公使協議を経ても、労使の意見の一致は難しいとのことで次回継続して審議することとなりました。

- (7) 第5回専門部会におきましては、前回は引き続き、鹿児島県最低賃金の金額改正の審議を行いました。

労側の主張として、非正規労働者の処遇改善、地域間格差の縮小、目安額プラス1円とした他局の状況について主張がありました。

使側からは、九州各局で、目安額プラス1円で結審した沖縄局を受けて、鹿児島がプラス1円とすれば、また、格差につながっていく。プラス1円とする理由が認められないとの主張がありました。

- (8) これまで5回に亘って、意見の一致に向けて審議を重ねてきましたが、労使の景況感、今後の景気への期待感、支払能力に対する考え方に関し金額の一致に至らなかったため、公益委員見解を示して、これに対して採決を行い、その

結果をもって当専門部会の結論とすることに至りました。

3 結論

第5回専門部会において、これまでの審議内容を総合的に勘案して「現行最低賃金715円を22円アップして737円にする。」との公益委員見解を別添のとおり示して、採決した結果、賛成5名（公益委員2名、労働側委員0名、使用者側委員3名）、反対3名（公益委員0名、労働側委員3名、使用者側委員0名）で、採決により鹿児島県最低賃金を737円に改定することを、当専門部会の結論とすることに至りました。以上で報告を終わります。

石塚会長

ただ今、竹中部会長代理から専門部会における鹿児島県最低賃金の改正決定に関する報告と審議経過について説明がございましたが、これについて何かご質問、ご意見等はありませんか。

（質疑なし）

石塚会長

それでは、鹿児島県最低賃金の改正決定について、これからお諮りいたします。本審議会は、ただ今の専門部会報告書の結論のとおり、鹿児島県最低賃金を時間額737円に改正することとしてよろしいでしょうか。

（異議あり）

石塚会長

反対、「異議あり」とのことでしたので、採決により決定したいと思いますが、その前に、議事の決め方について、事務局より説明をお願いします。

上ノ原賃金室長

最低賃金審議会令第5条によりまして、「議事は出席している委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。」となっております。以上でございます。

石塚会長

議事に決め方は、事務局より説明があったとおりです。よろしいでしょうか。それでは、お諮り致します。鹿児島県最低賃金専門部会の結論を、当審議会の結論として決定してよろしいですか。

専門部会の結論につきまして、賛成の委員は、挙手をお願いします。

(公側委員 4 名、労側委員 0 名、使側委員 5 名、合計 9 名)

専門部会の結論につきまして、反対の委員は、挙手をお願いします。

(公側委員 0 名、労側委員 5 名、使側委員 0 名、合計 5 名)

採決の結果、賛成 9 名、反対 5 名、棄権 0 名、合計 14 名で、賛成多数により、専門部会の結論と同じ結論に決しましたので、私から鹿児島労働局長に答申いたします。事務局は答申文の準備をお願いします。

(事務局：数名は答申文準備のため退席)

(事務局：答申文を会長へ、答申文(写)を各委員へ配付した)

石塚会長

それでは、答申文の準備ができましたので、答申文を読み上げます。局長は、前の方へお出てください。

平成29年 8 月 7 日

鹿児島労働局長

江原 由明 殿

鹿児島地方最低賃金審議会

会 長 石塚孔信

鹿児島県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、平成29年 6 月30日付け鹿労発基0630第 1 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり結論に達したので答申する。

また、別紙 2 のとおり平成20年 8 月 6 日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域

別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、平成27年10月8日発効の鹿児島県最低賃金(時間額694円)は平成27年度の鹿児島県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

別紙 1

鹿児島県最低賃金

- 1 適用する地域
鹿児島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 737円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
法定どおり

別紙 2

鹿児島県最低賃金と生活保護との比較について

- 1 地域別最低賃金
 - (1) 件名 鹿児島県最低賃金
 - (2) 最低賃金額 時間額 694円
 - (3) 発効日 平成27年10月8日
- 2 生活保護費
 - (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
 - (2) 対象年度
平成27年度
 - (3) 生活保護費(平成27年度)
生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の鹿児島県内人口加重平均

に住宅扶助の実績値を加えた金額(88,041円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(註)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると鹿児島県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(註)1箇月換算額

$$694\text{円(鹿児島県最低賃金)} \times 173.8\text{(1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.832\text{(可処分所得の総所得に対する比率)} = 100,354\text{円}$$

(会長が答申文を朗読後、局長へ手交した)

石塚会長

答申文の交付が終わりましたので、鹿児島労働局長にご挨拶をお願いします。

江原労働局長

それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、業務ご多忙の中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今、本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきまして、答申をいただきました。本年度の鹿児島県最低賃金の改正につきましては、6月30日に諮問をさせていただき、その後、最低賃金専門部会が設置されて、7月21日の第1回専門部会から本日まで、計5回の専門部会が開催されました。今年は、例年にも増して暑い日が続く中で、長時間に亘る慎重かつ精力的なご審議を重ねていただきまして、本日、この第3回本審の席におきまして答申を頂いたところでございます。本年度も、中央最低賃金審議会の開催日程の関係等もありまして、非常にタイトな審議日程の中での審議会、専門部会の開催となり、石塚会長を始めといたしまして、公・労・使の各委員の皆様には、大変なご苦勞をおかけしたことと思います。心より感謝申し上げます。

本日の答申を受けまして、今後、私どもにおきましては、異議申出についての公示を経て最低賃金の決定を行い、官報掲載による公示の進めることといたします。また、鹿児島県最低賃金が効力を発生し次第、より多くの労働者、使用者、その他関係の方々にお知らせをして、最低賃金制度のより一層の周知と、その履行確保のための行政指導に努めて参りたいと考えております。さらに、業務改善助成金等の中小企業・小規

模事業者に対する支援施策についても、鹿児島労働局をあげて、その周知、申請に向けた各事業者への説明等に取り組んでいきたいと考えております。

最後になりましたが、これまでの、各委員の皆様のご尽力に対し、重ねてお礼申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

○ 石塚会長

それでは、次の議題は「その他」となっていますが、何か委員の皆様方からございませんか。

(意見なし)

○ 石塚会長

よろしいですか。無ければ、今後の予定等について事務局から説明をお願いします。

○ 平松室長補佐

鹿児島県最低賃金の改正決定等に係る今後のスケジュールについて、ご説明します。

本日、答申をいただきました鹿児島県最低賃金につきましては、直ちに審議会のご意見として答申の内容を公示いたします。公示に対する異議申出の締め切りは、公示の日の翌日から15日目となりますので、8月22日火曜日が締切日となります。したがって、異議の申し出があった場合は、異議申出締切日の翌日である8月23日水曜日の午前8時30分から第4回本審を開催し、異議申出の内容について審議いただくことになっておりますので、この日程の確保をお願いします。なお、異議の申出がなかった場合は、審議の必要はありません。

また、産業別最低賃金につきましては、改正の必要性を審議していただくために、8月17日木曜日の午後1時30分からと8月18日金曜日の午前10時から運営小委員会を開催することになっております。運営小委員会で改正の必要性ありとなった場合は、第4回本審で局長に対し、必要性ありの答申をしていただき、その後、局長から金額についての調査審議の諮問を行い、そして、産別最賃の専門部会の委員の推薦公示を行いますので、9月8日金曜日までに推薦していただきたいと思っております。

また、各専門部会は、できれば9月中旬頃から審議に入れるよう日程調整をさせてい

ただきたいと思っております。なお、産業別最低賃金の年内発効のためには、最終結審日は11月1日水曜日になっていることを申し添えさせていただきます。

○ 石塚会長

ただ今、今後のスケジュールについての説明がありましたように、今後、公示を行い、異議の申し出があった場合は、異議申出締切日の翌日である8月23日水曜日の午前8時30分から第4回本審を開催することになりますので、日程の確保をお願いします。

また、8月17日木曜日の午後1時30分からと8月18日金曜日の午前10時から運営小委員会を開催し、産別最賃の専門部会の委員の推薦を、9月8日金曜日までしていただきたいということですので、この日程についてもよろしくをお願いします。

○ 石塚会長

他に、事務局から何かありますか。

○ 上ノ原室長

特にございません。

○ 石塚会長

最後に、議事録署名者を指名します。労働者側は、新内委員、使用者側は、濱上委員をお願いします。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。どうも長い時間ありがとうございました。

議事録署名

会 長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____